

# 平成30年度事業計画

社会福祉法人 誠和会 法人本部

## 1. 法人が主催する重要会議の開催

### (ア) 理事会の開催

定期理事会を6月、9月、12月、3月に、またその他必要に応じて随時理事会を開催する。施設設備整備、借入金事案、各種規定・規則の変更、運営形態の変更なども審議し議決する。予算、決算、補正予算、多額の借入金、多額の設備整備に関わるもの、その他各種必要事項を議決し評議員会に提案する。

### (イ) 会計監査会の開催

6月の定期理事会の開催前に、法人監事による会計監査会（業務監査を含む）を実施する。内部監査担当者による内部監査会を計画に沿って年2回以上実施する。

### (ウ) 評議員会の開催

定期評議員会を6月に開催する。また必要に応じて12月、3月等に随時評議員会を開催する。予算、決算、補正予算、理事・監事の選任をはじめ各種主要事項を議決する。

### (エ) 評議員選任・解任委員会の開催

理事長の要請、理事会の総意により、必要に応じて開催する。理事会で推薦された候補より評議員の選任を行なう。また解任事案も都度審議し決定する。

### (オ) 苦情解決委員会の開催

年度末に第三者委員と各施設担当者が一堂に会し、1年間の総括報告会を実施する。必要に応じて苦情処理のための委員会を開催し、解決に向けた対応を行なう。

## 2. 各施設の連絡会議の開催

### (ア) 経営会議（従来の幹部会会議）の開催

毎月1回定期的に開催する。経営会議は理事長、各施設の園長、副園長、企画調整室長（新設）、事務局長で構成し、理事会に提案する事項等を検討し、また各施設の事業計画、予算のすり合わせを行なう。さらに、各園の財務について相互にチェックを行なう。

### (イ) 園長会会議の開催

毎月1回定期的に開催する。各施設の園長（理事長除く）、副園長、企画調整室長、事務局長で構成し、各施設の連携を図り、保育・教育及び給食・事務の総合的指針・運営方向性を検討する。

### (ウ) 企画・調整会議（新設）の開催

毎月最低1回以上、必要に応じて複数回開催する。企画調整室長（園長級）1名、企画スタッフ（主任保育士級）2名で構成し、各施設の横断的事業の企画、新規事業の開拓を図る。必要に応じて理事長、事務局長が加わり助言する。給食担当者会議及び運動担当者会議などに係り、保育・教育及び給食・事務を総合的に整理し、各事業の推進をサポートする。保健・衛生分野の実践活動・広報活動の実務について、看護師も加わり検討し調整する。

(エ) 主任保育士会会議の開催

毎月1回定期的に開催する。

主任保育士会議は各施設の主任保育士及び企画調整室担当主任（必要に応じて事務局次長、保育主事も参加）で構成し、保育・教育内容の検討、行事の調整などを図る。

(オ) 運動教室担当国会議の開催

原則毎月1回開催する。

企画調整室担当主任及び運動教室指導者、水泳教室担当者が集まり、また必要なときは企画調整室長、年長児担任が加わり、各種運動、体育関連保育の指導計画を立案、評価・反省を行なう。サッカー大会など他法人との交流イベントや地域との交流活動を立案、実施する。

職域レクリエーションについて企画、実施する。

(カ) 給食担当国会議の開催

原則毎月1回開催する。会場は原則各施設1回ずつ持ち回りとする。

給食担当国会議は各施設の給食担当者の代表及び企画調整室長で構成し、給食全般の協議を行ない、献立等の検討も行なう。

施設内外を問わず食育活動全般について企画、推進して行く。

(キ) 事務部会会議の開催

原則毎月1回開催する。

事務局長、事務局次長、各施設事務職員で構成し、事務連絡、予算の執行状況の確認等を行なう。

理事会・評議員会等各会議についての設営、準備の打ち合わせを行なう。

(ク) 合同職員会議の開催

4月の第1土曜日に定例会議を開催する。その他必要があれば随時開催する。

法人職員としての共通認識を高め、職員間の相互交流を図る。

新入職員の職場説明会及び入職式を実施する。

職員の各種辞令交付式を行なう。

当法人における永年勤続表彰式を行なう。

### 3、各種職員研修会の開催

(ア) 職員の各種技能の向上のための研修

法人主催の園内研修の形式で行なう。

基本的に職員が園児に対する指導法を学んでいく。

保育を他者に「丸投げ」しないように、自己研鑽に励むことのできる環境づくりをしていく。

具体的に以下の研修会を実施する。

◎職員マーチング・和太鼓研修会

◎創造共有に関係した積木研修会、造形研修会

◎ダンス、舞台劇及び歌唱指導についての実技研修会。

◎玩具・子育て研修会、絵本の読み聞かせ研修会

◎保育原理・教育原理研修会、人権に関する研修会

◎救急法や危機管理についての研修会

◎食育事業に関連した研修会、保健衛生についての研修会

◎その他、必要に応じた各種研修会

(イ) 社会人としての基本的な知識を得るための研修

職員の接遇・マナー研修会を開催する。

新人職員に対して、新社会人への激励講話などの研修を実施する。

#### 4、法人の事務及び管理機能の強化

(ア) 事務体制の強化

法人制度や会計制度の変更に対し、更に対応を万全なものとするための研鑽を積んで行く。

みなと保育園から認定こども園みなと子ども園になり、また有福保育園閉園に伴う会計の後始末など、新しい事案も生じてくるので、より一層の会計処理技能向上に努める。

本部事務局体制の強化のため、事務局長及び事務局次長の指揮のもと職務分担体制を明確にし、職務の流れの効率化を図る。

通常各施設の事務力を向上するため事務職員を配置し職員の個人情報の管理や行政へ提出する書類の充実化を図る。

事務担当職員については事務管理研修会、またIT化関連研修会などに積極的に参加させ、知識を深め、事務の能率化を図る。

(イ) 会計管理

会計事務所との連絡を密にして会計業務の正確性、透明化の向上を図る。

法人本部及び長沢、有福、上府の各保育園、またみなと、こくふ、あさひの各認定こども園について、会計事務所と連動したクラウド経理ソフトを使用し、会計管理を滞りなく行なう。

5つの施設とも給食関連書類の作成も最新の栄養計算ソフトを導入し、事務の効率化を図る。

(ウ) 資産管理

法人本部及び長沢、有福、上府の各保育園及びみなと、こくふ、あさひ各認定こども園の資産管理を適切に行なう。

有福保育園の資産については閉園を受けて、法人内各施設に効率よく分配していく。特に統合先の上府保育園を第一優先として移動を実施する。

(エ) リスクマネジメント管理

顧問弁護士の助言を得てリスクマネジメントについての知識を高めたり、トラブルが生じた時の解決にあたる能力を学習する。

個人情報保護に関する事項の管理強化を推進する。

(オ) 広報活動及び情報収集活動

5つの施設ともインターネットを活用し、独自のホームページをさらに発展させ、広報活動や情報公開を伸展させる。また併せて多種多様な情報の収集等に活用する。

外部広報用に、充実したパンフレットを作成し、広範囲に配布できる体制を構築する。また同様にポスターを作成し各所に掲示していただく努力を行なう。また各町内に回覧していただくなどの方法も実施していく。

園便り等の連絡案内通信については、パソコン等を利用し紙面を見やすく、またカラー刷りも使用して内容の充実を図る。

(カ) 保護者に対してインターネットを活用した業務改善

各施設で「登降園システム」を導入し、園児の出欠席等の管理を行なう

すでに導入済の一斉メール送信システム「Jモバイル」を活用した連絡体制の強化を進める。

(キ) 人材確保の強化

新設の企画調整室を中心に、職員の確保に向けた様々な企画を実施する。

近年特に保育士の確保が難しくなって来ている。この現状をふまえ、採用力向上のための各種研修を受講したりする。

各種就職フェアに参加するのみならず、保育士養成学校・機関に直接出向いて交渉したりする。ハローワーク、福祉人材センター、浜田市就業紹介システムなどと連絡を密にし、すぐに対応ができるようにする。

現職員を出身学校に帯同させることも実施していく。

(ク) 財務基盤の強化

支出の中身をチェックし、不要不急の支出を避ける。

施設整備・設備整備積み立てを計画的に実施していく。

(ケ) 給食業務管理の改善

購買先を複数確保し、安定した給食の運営ができるようにする。

購買価格が適正価格なのか、より検討を深め予算管理の徹底を図る。

給食の残飯量を確実に把握し、適正な食の量を追求する。

## 5、今後の施設整備、新規事業開拓の実施

(ア) 「認定こども園」化の加速的実施

27年度からスタートした新しい制度設計による「保育所」や「認定こども園」制度の知識をさらに深め、また30年度より施行される「認定こども園教育・保育要領」「保育所保育指針」「幼稚園教育要領」の改定をしっかりと把握し、それに沿った事業を構築する。

当法人の「社是」とも言える「すべての施設の認定こども園化」をより一層加速度的に推進する。

29年度の「認定こども園こくふ子ども園」に続き、30年度は「認定こども園みなと子ども園」を実現し、幼稚園児の取り込みも図る。今後についても長沢、上府両保育園も遠くない時期に必ず認定こども園化を実現していく研究を行なう。

(イ) 「みなと子ども園」の隣接地の確保と新規事業の開拓

浜田市の中心部で立地条件の良好な「みなと子ども園」の隣接地について買収による確保を図る。

土地が確保できた場合、新規事業について、研究していく。具体的には「学童保育」、「夜間保育」、「子育て支援拠点事業」などが考えられ、様々な研究を行なっていく。

また必要があれば、新しく園舎を増築することも模索していく。

(ウ) 「あさひ子ども園」における「子育て支援拠点事業」の実施実現に向けて

浜田市の東南部のほぼ中心に存在する「あさひ子ども園」はその立地を生かし、旭・金城地域に未だに開設されていない「子育て支援拠点事業」の施設として名乗りを上げ、開設へ向けての努力を行なう。

(エ) 法人内の各施設における新規事業の開拓

各保育施設の今後のよりよい経営に向けて、新規事業の開拓や各種の研究を実施する。

具体的には「学童保育」、「夜間保育」、「子育て支援拠点事業」などを検討する。

以 上